

平成27年度第5回 大分県スポーツ推進審議会

- 期 日 平成27年9月17日（木）
- 場 所 アイネス2階大会議室

大分県教育委員会

平成27年度第5回大分県スポーツ推進審議会

□日 時 平成27年9月17日(木) 15:30～

□場 所 アイネス 2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶 大分県スポーツ推進審議会 谷口 勇一 会長
大分県教育委員会 工藤 利明 教育長

3 議 題

(1) 大分県スポーツ推進計画(改定版)素案の修正について

(2) 県立屋内スポーツ施設の建設について(答申案)

4 そ の 他

5 閉 会

※答申手交式

3 議 題

(1) 大分県スポーツ推進計画(改定版)素案の修正 について

1 修正の視点

① 改訂の趣旨の見直し

《 変更前 》

- 10年間の計画期間（H21～H30程度）の中間年となるため
- 上位計画となるスポーツ基本計画が平成24年に策定されたため
- 子どもの体力低下、少子高齢化、情報化の進展、2020東京オリンピック・パラリンピック開催決定などの社会状況の変化を考慮するため



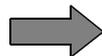
《 変更後 》

- 10年間の計画期間（H21～H30程度）の中間年となるため
- 上位計画となる県長計、県教育長計が平成27年に改訂されるため
- 2019Wカップラグビーの開催決定、2020東京オリンピック・パラリンピック開催決定に対応するため
- 子どもの体力低下、少子高齢化、情報化の進展などの社会状況の変化を考慮するため

② 計画（改訂版）の期間

《 変更前 》

平成27年～34年



《 変更後 》

平成28年～32年

2019ラグビーワールドカップの開催、2020東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致等を通じたスポーツ推進の取組評価し、今後のスポーツ推進へと円滑につなげるため。

2 主な修正点

※資料1 改定版基本フレーム新旧対照表

※資料2 大分県スポーツ推進計画（改定版）素案の修正（案）

3 今後のスケジュール

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| ① | 平成27年 9月 | 県議会第3回定例会常任委員会で改訂版素案を報告 |
| ② | 平成27年10月 | パブリックコメント |
| ③ | 平成27年12月 | 第6回フォローアップ委員会で改訂版成案を検討 |
| ④ | 平成27年12月 | スポーツ推進審議会で改訂版成案を審議 |
| ⑤ | 平成28年 1月 | 教育委員会で改訂版成案を協議・決定 |
| ⑥ | 平成28年 3月 | 県議会第1回定例会常任委員会で改訂版成案を報告 |
| ⑦ | 平成28年 3月 | 改訂版成案を公表 |

※参考

（新大分県長計策定スケジュール）

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| ○ | 平成27年 9月 | 県議会第3回定例会で成案を議決・成案公表 |
|---|----------|----------------------|

（新大分県教育長計策定スケジュール）

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| ○ | 平成27年 9月 | 県議会第3回定例会で素案を報告 |
| ○ | 平成27年10月 | パブリックコメント |
| ○ | 平成28年 3月 | 県議会第1回定例会で成案を議決・成案公表 |

3 議 題

(2) 県立屋内スポーツ施設の建設について（答申案）

※ 資料3 県立屋内スポーツ施設の建設について（諮問）

※ 資料4 県立屋内スポーツ施設の建設について（答申案）

4 その他

大分県スポーツ推進審議会条例

(昭和三十七年三月三十一日条例第十八号)

(設置)

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。）第三十一条の規定に基づき、大分県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、法第三十五条に規定するもののほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。

- 一 法第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- 二 スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- 三 スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- 四 スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- 五 スポーツの団体の育成に関すること。
- 六 スポーツによる事故の防止に関すること。
- 七 スポーツの技術水準の向上に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(定数)

第三条 審議会の委員の定数は、二十名以内とする。

(任命)

第四条 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

(任期)

第五条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会長等)

第六条 審議会に、会長一名及び副会長二名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(細則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則 [抄]

- 1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。
附 則 [平成十六年三月三十一日条例第三十三号]
この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則 [平成二十三年十二月十五日条例第三十四号]

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法による改正前のスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第十八条第四項の規定により任命されている大分県スポーツ振興審議会の委員は、改正後の大分県スポーツ推進審議会条例第四条の規定により任命された大分県スポーツ推進審議会の委員とみなす。

平成27年度大分県スポーツ推進審議会 名簿

任期 (自)平成26年3月12日
(至)平成28年3月11日

NO	区分		委員名	性別	役職名	備考
	分野					
1		学校体育	牧 和 志	男	小学校体育研究会会長(大分市立春日町小学校長)	
2			木 津 博 文	男	大分県中学校体育連盟会長(大分市立大在中学校長)	
3			渚 洋 行	男	大分県高等学校体育連盟会長(県立大分西高等学校長)	
4		競技スポーツ	青 野 浩 志	男	(株)大分フットボールクラブ代表取締役社長	
5			小 野 博 美	女	なぎなた指導者(大分県立大分西高等学校教諭)	
6			笹 原 廣 喜	男	車いすマラソン競技者(オムロン太陽株式会社社員)	
7			岩 尾 幸 美	女	ホッケー競技者(九重町立このえ緑陽中学校教諭)	
8	学 識 経 験 者	生涯スポーツ	土 江 晃 弘	男	大分県スポーツ少年団本部長	
9			土 谷 忠 昭	男	大分県スポーツ推進委員協議会会長	
10			岩 本 と み 代	女	NPO法人川添なのはなクラブクラブ事務局長兼クラブマネジャー	
11			石 崎 幸 代	女	大分県レクリエーション協会事務局長	
12		健康・医科学	松 本 悠 輝	男	大分県スポーツドクター協議会副会長 (松本内科循環器科クリニック院長)	副会長
13			銅 城 順 子	女	大分県体育協会スポーツ医科学委員会委員 (大分県地域成人病検診センター健康増進課課長補佐)	
14			高 司 博 美	女	大分県トレーナーズ協議会副会長 (大場整形外科リハビリテーション科士長)	
15		体育スポーツ 全般	安 部 亮	男	大分合同新聞社運動部部長	
16			谷 口 勇 一	男	大分大学教育福祉科学部教授	会長
17		公募	丸 山 順 道	男	NPO法人MAKK笑人クラブ理事長	
18			村 上 裕 昭	男	(一財)大分県国際スポーツ振興財団専務理事	
19	政 関 機 係 関 行	市町村	角 山 光 邦	男	大分県市町村教育委員会連合会会長 (大分市教育委員会教育委員)	副会長